

# 企画競争説明書

業務名称：ネパール国種子生産・供給・品質管理システム強化プロジェクト

調達管理番号：21a00814

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1章 8 プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年11月10日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年11月10日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ネパール国種子生産・供給・品質管理システム強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年2月 ～ 2027年1月

本プロジェクトのR/D 署名は2021年11月中を予定しており、本契約は

右署名後に行われるものとしします。

また、以下の3つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2022年2月 ～ 2024年1月

第2期：2024年2月 ～ 2026年1月

第3期：2026年2月 ～ 2027年1月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

##### 【第1期】

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の20%を限度とする。

##### 【第2期】

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の20%を限度とする。

##### 【第3期】

第1回(契約締結後)：契約金額の40%を限度とする。

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：【大垣内、[Ogaito.Ayumi@jica.go.jp](mailto:Ogaito.Ayumi@jica.go.jp)】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第一グループ第三チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の

構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

- 1) 全省庁統一資格  
令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。
- 2) 日本登記法人  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ネパール国種子品質管理システム能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：20a01167）の受注者（株式会社シーエスジェイ）及び同業務の業務従事者

#### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### (5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

### 6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

### 7 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年11月26日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者)  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年12月2日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

### 8 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年12月10日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。  
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポ

ーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）  
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。  
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

（3）提出先：

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

（4）提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）
    - 本邦研修に係る経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
  - a) 供与機材費：13,000 千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨（NPR）=0.954230 円
  - b) US\$ 1 =111.364000 円
  - c) EUR 1 =130.000000 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
  - PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
  - 契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項
  - 特になし

## 9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)）

## (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／種子認証システム
  - b) 種子生産
  - c) 種子普及

## 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 70.00 人月

## (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

## 1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

## 2) 価格点

各プロポーザル提出者の技術評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

技術評価点の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

## 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

## (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年12月28日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

## 11 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 12 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：イネ種子セクターにかかる各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が発生・継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください（なお、本企画競争説明書の「第1章 企画競争の手続き9（2）」に記載のとおり、本案件は「若手育成加点」の適用はありませんので留意ください）。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／種子認証システム
- 種子生産
- 種子普及

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／種子認証システム）】

- a) 類似業務経験の分野：イネ種子認証システム分野にかかる各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：南アジア地域及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：種子生産】

- a) 類似業務経験の分野：イネ種子生産分野にかかる各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：南アジア地域及び全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：種子普及】

- a) 類似業務経験の分野：農業普及分野にかかる各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：評価なし
- c) 語学能力：語学評価なし

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事

者を確定する際に提出してください。  
注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>(26)</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① <u>業務主任者の経験・能力：業務主任者／種子認証システム</u>	<b>(21)</b>	<b>(8)</b>
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② <u>副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇</u>	<b>(-)</b>	<b>(8)</b>
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	<b>(5)</b>	<b>(10)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：種子生産</b>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：種子普及</b>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2021年12月15日（水） 14：00～16：00  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
  - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
    - a) Microsoft-Teams を使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
    - b) 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ネパール国種子生産・供給・品質管理システム強化プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

ネパールにおいて、農業セクターは国内労働人口の約60%が従事する主要セクターであり、国内総生産（GDP）に占める割合は約25%であるものの、2010年から約10%減少しており（Economic Survey、ネパール政府財務省、2020）、農業における生産性の向上が喫緊の課題である。例えば主食のコメの単収は3.8t/haで、南アジア平均の4.2t/haと比較して低い水準にある（2019、FAO）。また、需要に対して生産が追いついておらず、コメの生産量が精米で換算し370万トンであるのに対して、60万トンを入力している（2019、FAO）。生産性の低迷は農民の貧困問題につながっており、ネパールの貧困ライン以下人口のうち約47%は農業従事者である（ILO、2019）ことから、今後ネパールにおいて貧困削減を進めるために、農業・農村開発が果たすべき役割は大きい。

ネパール政府は農業開発戦略の重要課題として、①ガバナンス、②生産性の向上、③収益性の向上（商業化）、④競争力の強化を挙げているが、②生産性向上のためには、特に種子の関係機関の能力強化と品質向上が急務であるとしている（農業開発戦略、2015-2035）。こうした点を踏まえて、農業畜産開発省は「NATIONAL SEED VISION（2013-2025）」を策定し、穀物生産性の向上と優良種子の自給自足・輸入代替・輸出促進を通じた収入向上及び雇用創出を目標としている。農家にとって、種子は化学肥料や農業機械等の他の投入財と比較して安価であり、最小限の投資で高い費用対効果が期待される。ネパール政府は、優良種子の使用により、既存の営農慣行のままでも15～20%の収量増大が可能と試算しており、優良種子の生産・供給は農業生産性の向上において必要不可欠である。

ネパールでは、使われている種子の9割が、品質が劣化した自家採取の種子である。その背景として、種子供給側の生産・供給・品質管理の問題と、一般農家の間で認証種子を購入して使う便益が周知されていない啓発の問題がある。種子が適切に生産・供給されるためには、種子の需給バランスを踏まえた種子生産・供給計画の策定が必要であるが、各州の種子生産・供給計画が策定されていないため、連邦政府も種子の需給バランスを把握できていない状況にある。また、種子生産圃場における品質管理能力が低いために、種子の質が低く検査に合格できる水準に達していない。更に、種子の生産過程で品質管理のために必要な検査及び認証が十分に行われていないため、流通している改良種子（Improved Seed、以下「IS」という。）の

約 8 割が、正規の種子増殖の過程<sup>1</sup>に沿わず生産された品質が保証されていない種子である。

「ネパール国種子生産・供給・品質管理システム強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）は、種子の生産量の適正化と品質の改善に広く取り組むため、ネパールにおいて最も生産されている種子の中からイネを対象を絞り、多岐にわたる関係者の生産、検査及び種子生産・供給計画策定に係る能力強化、並びに農家の認証された高品質な種子に対する認知向上に取り組むものである。イネ種子の品質を向上することで、ネパールにおけるコメの生産性向上に貢献するものと位置づけられる

### 第3条 プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

ネパール国種子生産・供給・品質管理システム強化プロジェクト

#### (2) プロジェクト期間

2022年2月～2027年1月を予定（計60カ月）

#### (3) 対象地域

第一州（第二州、ルンビニ州は、検査官や種子生産者への研修等に関する一部の活動において対象とする）

#### (4) 実施体制

##### 1) 実施機関

農業畜産開発省（以下「MoALD」という。）

##### 2) 関係機関

- ① 種子品質管理センター（以下「SQCC」という。）：ネパールの種子検査・認証機関に対する技術的支援を行うとともに、各州が提出する種子生産・供給計画に基づき、国全体の種子需給バランスを検討するセンター。
- ② 全国農業研究評議会（以下「NARC」という。）：上位種子である育種家種子（Breeder Seed、以下「BS」という。）の生産を行う評議会。
- ③ 第一州の土地管理農業協同組合省農業開発部（以下「DoAD/MoLMAC」という。）：第一州の地方政府が実施する種子生産のモニタリング結果を取りまとめ、種子生産・供給計画を立案する部署。

---

<sup>1</sup> ネパールにおいて、種子は「育種家種子（Breeder Seed、以下「BS」という。）、原種種子（Foundation Seed、以下「FS」という。）、認証種子（Certified Seed、以下「CS」という。）、改良種子（Improved Seed、以下「IS」という。）」の4段階を経て増殖することを規定している。

(5) 上位目標

- ① 第一州において、高品質なイネ種子の普及によりコメの生産性が向上する。
- ② ネパールにおいて、本プロジェクトで強化されたイネ種子の生産・供給・品質管理システムが機能する。

(6) プロジェクト目標

イネ種子の生産・供給・品質管理システムが強化される。

(7) 期待される成果

成果1：連邦政府と州政府との協働により、イネ種子生産・供給計画が策定され、イネ種子生産・供給計画に基づきイネ種子が生産される。

成果2：BSの生産、検査及び認証にかかる能力向上により、品質管理が改善される。

成果3：原種種子（Foundation Seed、以下「FS」という。）、認証種子（Certified Seed、以下「CS」という。）及びISの生産・検査・認証にかかる能力向上により、品質管理が改善される。

成果4：イネ種子生産者及び農家におけるISの認知が、政府及び民間の関係者によって高まる。

(8) 活動の概要

活動0-1：イネ種子生産と供給システムに関する現状を確認するためのベースライン調査が実施される。

活動0-2：イネ種子生産と供給システムの関係者について、ジェンダー分析を含む関係者分析調査が実施される。

活動0-3：イネ種子生産及び認証に用いられているガイドライン、イネ種子検査や精選（選別）にかかる施設、機材、時間やコストを含めたイネ種子生産・供給・品質管理制度について、現状の確認と改善のための分析が行われる。

活動0-4：（0-3を通じた）状況分析結果に基づいて、必要な機材が供与される。

活動0-5：供与機材の利用や維持管理に関する研修が実施される。

活動1-1：イネ種子生産の情報収集と需給調整を行うためのテクニカルワーキンググループ（TWG）が、SQCCとDoAD/MoLMACによる調整のもと、政府系及び民間の関係者により形成される。

- 活動 1－2：第一州の各対象郡において、TWG を通じて定期的に、イネの品種や種子の基準を含むイネ種子の需要と供給に関する情報が収集され、関係者間で共有される。
- 活動 1－3：第一州の各対象郡において、TWG を通じて毎年、イネ種子生産・供給計画が取りまとめられる。
- 活動 1－4：第一州において DoAD/MoLMAC により、郡で取りまとめられたイネ種子生産・供給計画に基づいて、官民双方を網羅した形での州のイネ種子生産・供給計画が策定され、SQCC に提出される。
- 活動 1－5：SQCC により、州のイネ種子生産・供給計画に基づいて、連邦レベルのイネ種子生産・供給計画が策定される（本活動及び下記活動 1－6 は、上位目標も加味しつつ設定されたもの）。
- 活動 1－6：連邦政府によって、成功事例や教訓が他の州に広められる。
- 活動 2－1：NARC の職員を対象に、BS の生産に関する研修が実施される。
- 活動 2－2：イネ種子生産・供給計画に基づいて NARC で BS が生産され、策定されたイネ種子生産・認証ガイドラインに従って検査・認証される。
- 活動 2－3：認証された BS が、SQCC が作成したイネ種子生産・供給計画に基づき、FS の生産者に供給される。
- 活動 3－1：既存のイネ種子生産及び認証に用いられているガイドライン及び政策が、関係するステークホルダーとの協議により見直され、高品質なイネ種子生産のための新しいガイドラインが策定される。
- 活動 3－2：策定されたイネ種子生産・認証ガイドラインが普及される。
- 活動 3－3：SQCC、中央農業検査室（以下 CAL という）、NARC、DoAD/MoLMAC、種子検査室（以下 STL という）、農業知識センター（以下 AKC という）、農業開発農場（以下 ADF という）、イネ種子生産農場、ライセンスを授与されているイネ種子生産者（組織及び個人）の技術者を対象に、策定されたイネ種子生産・認証ガイドラインや政策、高品質なイネ種子生産技術に関して、サンプリング調査や精選・選別条件の研修を含めた形で、研修等が実施される。
- 活動 3－4：品質管理システム及び圃場検査に関する技術研修が、官民双方の検査官、イネ種子生産者及び普及員に対して、SQCC、STL 及び AKC により実施される。
- 活動 3－5：州のイネ種子生産・供給計画に基づいて NARC が生産した BS から FS が生産され、SQCC と STL により検査室と圃場の両方で検査・認証が行われる。

- 活動 3-6 : イネ種子生産・供給計画に基づき、FS が CS の生産者に供給される。
- 活動 3-7 : FS の認知度向上のため、STL、AKC、ADF、イネ種子生産農場によって官民双方のイネ種子生産者を対象としたデモンストレーション活動が実施され、種子認証に係る情報が普及される。
- 活動 3-8 : FS の検査や認証の状況が、SQCC 及び STL により定期的にモニタリングされる。
- 活動 3-9 : 州のイネ種子生産・供給計画に基づいて、CS がイネ種子生産者により生産され、検査官により検査・認証される。
- 活動 3-10 : 上記の過程を通じて認証を受けた CS が、IS 生産者に配布される。
- 活動 3-11 : 州のイネ種子生産・供給計画に基づいて、官民双方のイネ種子生産者により CS から IS が生産され、検査官により検査・認証される。
- 活動 3-12 : 上記の過程を通じて認証を受けた IS が、農家に供給される。
- 活動 3-13 : IS の検査及び認証の状況が、SQCC、STL、及び/または AKC によって定期的にモニタリングされる。
- 活動 4-1 : DoAD/MoLMAC 及び AKC により、IS の利用状況が分析され、IS の利用を促進するための効果的な方法が開発される。
- 活動 4-2 : CS 及び IS の認知度の向上に向けて、イネ種子生産者、生産グループ・生産組合が所有する農地でのデモンストレーション活動及びワークショップが、STL 及び/または AKC により、官民双方のイネ種子生産者を対象に実施される。
- 活動 4-3 : STL、ADF もしくは AKC により、普及員と官民のイネ種子生産者を対象に、IS の認知度を高めるためのデモンストレーションやワークショップが行われる。
- 活動 4-4 : AKC、ADF や地方政府の普及員により、農家を対象とした IS 普及のためのデモンストレーションやプロモーション活動が実施される。
- 活動 4-5 : AKC や地方政府の普及員により、コメ農家やその他の関係者を対象に、IS を用いた精米（白米）の普及のためのデモンストレーションやプロモーション活動が実施される。
- 活動 4-6 : STL と AKC により、IS 認証ラベルが付いたイネ種子の品質チェックが、定期的に行われる。

## 第4条 業務の目的

「ネパール国種子生産・供給・品質管理システム強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

## 第5条 業務の範囲

本業務は、当機構が2021年11月中旬にネパール政府と締結予定のR/D（Record of Discussions）に基づいて実施される「種子生産・供給・品質管理システム強化プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

## 第6条 実施方針及び留意事項

### (1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることをとする。

### (2) ベースライン調査（活動0について）

詳細計画策定調査は、コロナ感染拡大を受けて、オンラインのみで実施され、現地での詳細な情報収集ができていないため、プロジェクト開始後のベースライン調査を活動0と位置付けて実施する。調査の詳細については、第7条（4）を確認すること。

### (3) 対象地域

ネパールでは、コメは主に平野地帯で生産されており、第一州、第二州及びルンビニ州が主要な生産州である。詳細計画策定調査において、ネパール政府とJICAが設定した州選定基準に基づいて、第一州が選定された。第二州、ルンビニ州は、検査官や種子生産者への研修等に関する一部の活動においてのみ対象とし、他州への展開に向けた足掛かりと位置付けることで、ネパール政府と合意しているため、活動計画策定にはこの点を留意すること。

### (4) 対象作物

本プロジェクトは、限られた期間の中で、種子の生産・供給・品質管理の改善に広く取り組むため、ネパールにおける主要穀物であるイネのみを対象とすることで合意している。加えてネパール政府からは、イネ以外の穀物（コムギ、メイズ）への協力要望も挙げられているが、これら穀物は他ドナーにより支援されていること、及び日本側リソースも限られていることから、対象作物とはせず、イネと手順が共通する品質管理に関連する部分においてのみ、プロジェクトの可能な範囲内で協力することで合意している。本プロジェクトで協力できるイネ以外の穀物（コムギ、メイズ）がある場合は、プロポーザルで具体的な活動内容を提案すること。

また、本プロジェクトで行うプロジェクト関係者の能力強化が、イネ以外の種子にも活かされるように、その他品目への成果の波及を意識して協力すること。

#### (5) プロジェクト運営体制

本プロジェクトは、連邦政府であるMoALD傘下のSQCC及びNARCと第一州政府のDoAD/MoLMACの連携が重要である。ネパールでは、連邦制導入後の新たな行政体系の下で、連邦政府、州政府の役割分担・連携が模索されており、本プロジェクトでは連邦政府と州政府との効果的な連携体制を一本の柱として実証し、それをモデルとして確立する。種子検査・認証を担い国全体の種子需給バランスを検討するSQCC、BSの生産を行うNARC、対象地域における種子生産・供給計画を策定するDoAD/MoLMAC、種子生産を担う民間企業、精米業者といった多岐にわたる関係機関を適切に関与させたプロジェクトの実施体制を構築していく必要がある。

また、本プロジェクトの提案（特に制度面）の実現や普及事業の恒常化に関しては、MoALDの強いイニシアチブが不可欠であることから、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee（JCC））の議長であるMoALD次官等の幹部に対して、頻繁にプロジェクトの進捗状況を報告し、同省幹部の関与を確保する必要がある。

プロジェクトのモニタリング・実施のために、以下3つの委員会／グループを組織する。各委員会／グループを通じ、関係機関同士が円滑かつ効果的な連携体制を構築できるよう留意すること。

- ① Joint Coordinating Committee（JCC）：MoALDの次官を議長として年1回開催する。プロジェクト全体の管理を行うための委員会。
- ② Provincial Monitoring Committee（PMC）：対象地域である第一州のDoAD/MoLMACの主導によって、年2回開催する。州レベルの活動をモニタリングする委員会。
- ③ Technical Working Group（TWG）：連邦政府のSQCCと州政府のDoAD/MoLMACの連携により活動するグループ。官民両セクターの種子生産に関する情報収集及び需要・供給の調整等を適時行う。

#### (6) イネ種子生産・供給計画の策定

認証された種子が適切に生産・供給されるためには、種子の需給バランスを整理した種子生産・供給計画の策定が必要であるが、各州において種子生産・供給計画が策定されていないため、連邦政府も種子の需給バランスを把握できず国全体の計画を立てられていない状況にある。TWGの活動を中心に、第一州におけるイネ種子の需要・供給を把握し、イネ種子の適切な生産計画を作成する。また、SQCCは、

提出された州のイネ種子生産・供給計画に基づいて、連邦レベルのイネ種子生産・供給計画が策定する。本プロジェクト活動において、イネ種子生産・供給計画に基づき、イネ種子が生産・供給されることが求められるため、情報を適切に収集し、現実に即した生産計画の策定に留意すること。

#### (7)イネ種子生産・認証ガイドラインの策定

現在イネ種子の生産及び認証に用いられている技術参考書、マニュアルの内容を把握し、関係するステークホルダーとの協議により内容を見直し、高品質なイネ種子の生産及び認証のための新しいガイドラインを取りまとめる。当ガイドラインがプロジェクトの対象地域のみならず、ネパール全体で用いられるためには、ネパール政府によって、公式に承認されることが重要である。承認されるために必要なプロセスを確認し、MoALD等の幹部の関与の確保に留意すること。

#### (8)稲作農家におけるISの認知

稲作農家は、ISに関する知識を持っておらず、ISの使用に関する普及・啓発が進んでいない状況が調査で明らかになっている。稲作農家におけるISの認知を高め、利用を促進することが重要である。本プロジェクトでは、成果4に係る活動として、「ISの利用を促進するための効果的な方法の開発」「普及員による農家を対象としたIS普及のためのデモンストレーションやプロモーション活動の実施」を予定している。農家におけるISの利用を促進する方法について、現時点で考えられる案をプロポーザルにおいて提案すること。

#### (9)C/Pのオーナーシップの確保

本業務は、イネ種子生産・供給計画、並びに成果品となるイネ種子生産・認証ガイドライン及び研修教材を策定することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何にSQCC、NARC及びDoAD/MoLMACの職員をはじめ、普及員や種子生産農家など多岐にわたる関係者の能力を向上させるかが最も重要である。コンサルタントは、ネパール国側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。

#### (10)プロジェクト開始初期の共通認識の醸成

上記オーナーシップの確保及び円滑な業務の実施にあたっては、プロジェクト開始初期からコンサルタントとC/P等関係者が、プロジェクトの目指す目標、それを達成するための技術移転のプロセス及び内容、ネパール政府の政策における本プロジェクトの位置付け、PDM及びPOを活用したプロジェクト管理手法（PCM）などについて、共通認識を持つことが重要である。このため、コンサルタントは、プロジェクト開始当初及び実施中の適切なタイミングで関係者を集めて協議を行い、特にプロジェクトの目標である「イネ種子の生産・供給・品質管理システムの強化」につき、共通認識の醸成に努めることとする。

#### (11)ネパールにおける予算年度

ネパール予算年度は、7月中旬から開始するため、連邦予算は5月下旬、州政府予算は6月中旬までに確定される。そのため、翌年度の活動予算協議は2月、3月から開始するため、活動計画策定にはこの点を留意すること。

#### (12)National Seed Board (NSB) との関係

NSBは、MoALDの長官が議長を務め、農業局(DoA)局長、NARC所長、農業資機材会社(AICL)の部長、農業開発銀行のゼネラルマネージャー、種子生産者の関係組織の代表、種子研究者、民間種子生産者の代表、SQCCの所長等で構成されている。種子関連の政策を立案・実施することを目的としてMoALDの諮問機関として設立され、種子に関する生産加工、及び流通に対して広く政策の立案と施行を担っているとされているが、種子生産・供給計画の策定はしていない。プロジェクトにて、TWGにおける活動及び種子生産・供給計画策定に係る活動を通じて、NSBの機能向上に協力できるか検討すること。

#### (13)供与機材

詳細計画策定調査では現地調査を実施できず、実施機関の機材・施設状況を十分確認できていない。そのため、プロジェクト開始後のベースライン調査にて、必要な機材を確認し、必要性や個数、金額については、調査後にJICAに報告し協議することとする。調達が必要と判断される機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン(2017年6月版)」に準じて、JICAの指示に基づきコンサルタントが調達する。具体的には、生産物検査のためのラボ機材、検査機器(水分計、簡易ミル等)、種子精選機(選別機)、脱穀機、等が想定される。

#### (14)広報活動

本事業で強化された種子生産・供給・品質管理システムが全土に普及される準備として、第一州以外の種子生産関係者にもプロジェクトでの取り組みが認知されるように、実施機関と連携した広報活動に留意すること。

#### (15)USAID データベース

米国国際開発庁(USAID)は、「Knowledge-Based integrated Sustainable Agriculture in Nepal II Project: KISAN II」(2017年-2022年)及び、「Nepal Seed and Fertilizer Project: NSAF」(2016年-2021年)を通じて、種子の需給管理データベース(DESIS)の作成を支援している。どの程度、活用及び連携が可能であるのか、詳細計画策定調査では確認できなかったため、プロジェクト開始後のベースライン調査にて確認すること。

#### (16)他のJICAプロジェクトとの相乗効果促進

プロジェクトサイトである第一州の東部地域では、大規模灌漑地区における水管理能力の向上による農業生産性向上を目的とした技術協力プロジェクト「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト」（2019年－2025年）が実施されている。対象のカンカイ灌漑地区では、良質な穀物種子が必要なときに入手できないという課題が挙げられており、灌漑農業が改善された地区において、本事業の成果である高品質なイネ種子が用いられることにより、コメの生産性向上への相乗効果が期待されている。上記以外の協力も含め、JICA支援の全体像を把握した上で、相乗効果を意識して業務を行うこと。

## 第7条 業務の内容<sup>2</sup>

【第1期：2022年2月～2024年1月】

[プロジェクト全般に係る活動]

### (1) 業務計画書の作成

コンサルタントは、共通仕様書に基づき、業務計画書を作成し、契約日から起算して10営業日以内に発注者に提出し、承諾を得る。

### (2) ワーク・プラン（第1期）及びモニタリングシートの作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査結果等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、業務実施に関する基本方針（実施体制、活動内容、実施手法、スケジュール、業務工程計画等）を検討し、これらをワーク・プラン（第1期原案）（英文）及びモニタリングシートVer.1として作成する。

ワーク・プラン及びモニタリングシートを基に、C/P機関と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。その後、JICAの確認を得たうえで、ワーク・プラン（第1期）及びモニタリングシート Ver.1として取り纏め、C/P機関と合意する。

なお、本プロジェクトでは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングを、コンサルタント及びC/Pが協働でモニタリングシートを作成し、実施する。モニタリングシートはJCC等C/P機関と定期の協議に活用する基本文書とし、JCCでの事業進捗や成果の発現状況の確認及び懸案事項の解決に向けた実質的な協議を促進するよう本シートを活用する。

### (3) JCC 及び PMC の設立

コンサルタントは JCC 及び PMC の設立及び会合の開催を支援すると共に、メンバーとして同会合に参加する。会合における活動報告に関しては、各種レポートやビデオ・写真等の視聴覚ツールを活用する。

### (4) イネ種子生産・供給・品質管理システムに関するベースライン調査

本プロジェクト開始直後にベースライン調査を行う。主な調査項目は以下1）、

---

<sup>2</sup> 特記仕様書においては、各活動内容に関してこれまでの調査に基づき、JICAで想定するものを記載しているものの、より適切な活動内容が考えられる場合は、プロポーザルにて提案すること。

2)、3)の通りだが、他に必要があると思われる事項があれば、プロポーザルで提案すること。調査は、レポートの取りまとめも含めて、原則として2022年2月～2022年5月の4か月以内に完了することを目途とするが、例えば収穫期でないとデータ収集ができず、且つ既存統計情報が存在しない項目は、ベースライン調査の全体報告書案のとりまとめスケジュールと切り離すことを認める。その場合、全体報告書案を2022年5月までに取りまとめつつ、不足するデータは、収集次第報告書に追記し、最終化する進め方をとる。同報告書は、JCC、PMC及びTWGにて報告し、共有するものとする。

なお、本調査については、ローカルコンサルタントやNGO等への現地再委託を可とする。同経費は本見積もりに含めること。

1) コメ、イネ種子の生産と流通

- イネ種子の作付面積、生産量、単位収量、生産農家数、販売量、自家消費量、種子調達方法、栽培品種、収穫後処理方法
- イネ種子バリューチェーン構造とステークホルダーの役割
- イネ種子の需要と供給の現状と将来の見通し
- イネ種子生産技術の現状と課題
- イネ種子の品質が生産農家、種子会社、精米業者、輸出業者に及ぼす影響

2) イネ種子の供給・品質管理システム

- 品質検査・認証システムの現状と課題
- イネ種子生産及び認証に用いられている既存のガイドラインの内容
- イネ種子検査や精選（選別）にかかる施設、機材
- ジェンダー分析を含む関係者分析

3) プロジェクト対象地域の調査

- 第一州におけるイネ種子の作付面積、生産量、単位収量、生産農家数、販売量、自家消費量、種子調達方法、栽培品種、収穫後処理方法
- 第一州におけるイネ種子の需要と供給の現状と将来の見通し
- 第一州におけるイネ種子生産者の実態・ステータス
- 第一州におけるイネ種子及び粳の品質の現状と課題
- 第一州におけるイネ種子及び粳のバリューチェーンの現状と主要ステークホルダーの特定
- 第一州で栽培を奨励すべき品種の特定

(5) 供与機材の選定及び機材の利用方法や維持管理に関する研修

ベースライン調査の結果に基づいて、供与機材についてJICAと協議し、調達が必要と判断される機材を調達する。利用方法及び維持管理方法を研修することで、適切に機材が使用されるように留意すること。

(6) プロジェクト広報資料の作成

プロジェクトが広く認知されるような資料を実施機関等と協議の上作成する。また、プロジェクト開始時にプロジェクト概要紹介用の広報資料（英文）を作成<sup>3</sup>し、JICA経済開発部及びJICAネパール事務所と共有する。

---

<sup>3</sup> プロジェクト広報資料の現段階のアイデアについて、プロポーザルにて具体的に提案すること。

- (7) モニタリングシート Ver.2~4 の作成及び提出  
 コンサルタントは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングをC/Pと協働で実施し、モニタリングシートに取り纏めJICAに提出する。
- (8) プロジェクト事業進捗報告書及びモニタリングシート Ver.5の作成  
 第1期終了時に活動状況をプロジェクト事業進捗報告書及びモニタリングシート Ver.5として取りまとめる。
- (9) 本邦研修の実施  
 本プロジェクトの効果的な実施のために、本邦研修を実施する。参加者は、C/Pから6名程度とし、3週間弱程度の研修を第1期中に1回想定している。内容は、種子認証制度に造詣の深い機関・大学関係者からの講義、種子生産技術及び種子検査技術に係る講義・実習等を想定している。研修員の選定にあたっては、ベースライン調査時のジェンダーの観点にも配慮すること。  
 受注者は、本研修の実施にあたり、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月版）に沿って、以下の業務を行う。
- ① 研修日程及びカリキュラムの作成
  - ② 講師の手配
  - ③ 見学先・実習先の手配
  - ④ 教材の手配
  - ⑤ 研修場所及び必要機材の手配
  - ⑥ 講義・実習・見学の実施
  - ⑦ アプリケーションフォームの取り付け支援
  - ⑧ 実施機関と調整の上で研修員の人選

[成果1に係る活動]

- (10) TWG を形成し、イネ種子の需要動向の情報収集を行う

SQCC と DoAD/MoLMAC による調整のもと、政府系及び民間の関係者によりイネ種子の需給動向をモニターする TWG を形成する。TWG を通じて提供される情報は、次の活動であるイネ種子生産・供給計画を策定する際の基礎情報として活用される。作付け時や収穫期でないと収集できないデータがあると考えられることから活動は適時実施する。TWG のメンバーには SQCC、NARC 等連邦レベルの職員から、各郡の普及員まで様々なメンバーが所属することから、情報収集における各メンバーの役割を整理し、毎年情報を更新できる体制を構築すること。

- (11) 第一州におけるイネ種子生産・供給計画の策定

第一州の各対象郡において、TWG を通じてイネの品種や種子の検査・認証基準を含むイネ種子の需要と供給に関する情報を収集し、イネ種子生産・供給計画を取りまとめる。対象郡における計画に基づいて、第一州のレベルで、DoAD/MoLMAC により、官民双方を網羅した形での州のイネ種子生産・供給計画を策定し、SQCC に提出する。イネの作付け時期及びネパールの予算年度スケジュールを考慮して、2023 年 2 月から 3 月を目途に計画が策定されることが望ましい。

## (12) 連邦レベルにおけるイネ種子生産・供給計画の策定

州政府から提出された州のイネ種子生産・供給計画に基づいて、SQCCにより連邦レベルのイネ種子生産・供給計画を策定する。プロジェクトでは、対象地域である第一州の生産計画のみがSQCCに提出される事を考慮しつつ、連邦レベルにおける計画の立て方について、SQCCに指導することが求められる。特にBSは、連邦レベルのNARCが生産しているため、BSのFS生産者への供給といった上位種子のタイムリーな供給が可能になるように調整する。

### [成果2に係る活動]

## (13) BSの生産に関する研修

BSの生産を担うNARCを対象に、BSの生産に関する研修を実施する。調査において、BSの種子検査における認証合格率は約20%であり、BSの品質が著しく低い可能性が指摘されている。ISの品質や生産量改善に取り組むためには、上位種子であるBSの生産段階から取り組む必要があり、NARCが所有する農場において指導する。

## (14) BSの検査・認証

成果3に係る活動で策定されたイネ種子生産・認証ガイドラインに従って、BSの検査・認証に係る能力強化活動を実施する。BSの検査は、中央農業研究所(CAL)が担当しており、検査室内での生産物検査に加え、圃場検査についても指導する。

## (15) BSをFS生産者に供給する

SQCCが作成したイネ種子生産・供給計画に基づき、BSをFSの生産者に適切に供給されるよう支援を行う。

### [成果3に係る活動]

## (16) イネ種子生産・認証ガイドラインの策定及び普及

ネパールで種子の生産及び認証に用いられている技術参考書、マニュアルの内容を把握する。ベースライン調査で明らかになった課題に対処できるように、関係するステークホルダーとの協議により既存のマニュアル等を見直し、高品質なイネ種子の生産及び認証のための新しいガイドラインを取りまとめる。

## (17) 策定されたイネ種子生産・認証ガイドラインや政策、高品質なイネ種子生産技術に関する研修実施

SQCC、CAL、NARC、DoAD/MoLMAC、STL、AKC、ADF、イネ種子生産農場及びライセンスを授与されているイネ種子生産者(組織及び個人)の技術者を対象に、新たに取りまとめられたイネ種子生産・認証ガイドラインや政策、高品質なイネ種子の生産及び認証に関する研修を実施する。

質なイネ種子生産技術に関して、サンプリング調査や精選・選別条件を含めた形で研修等を実施する。

#### (18) 品質管理システム及び圃場検査に関する技術研修

上記(17)の研修を受けたSQCC、STL及びAKCによる官民双方の検査官、イネ種子生産者及び普及員に対する品質管理システム、圃場検査に関する技術研修を支援する。(17)～(18)の研修では、第二州、ルンビニ州の検査官や種子生産者も一部対象として実施する。

#### (19) FS、CS及びISの生産及び検査

上記(17)(18)の研修を受けたスタッフ、イネ種子生産農家との協力によって、州のイネ種子生産・供給計画に基づいたFS、CS及びISの生産を支援する。FS以下の種子生産者は多岐にわたり、NARCの他、政府系の種子生産業者(ADF、Seed Production Farm、AICL等の政府系会社)並びに民間の種子生産者(民間企業、協同組合、農家グループ、NGO等)により行われているため、モデルとなる種子生産者の選定が必要と考えられる。また、プロジェクト開始1年目は、BS及びFSの生産支援、2年目からCS及びISの生産支援に取り組むスケジュールを想定する。

FS以下の種子検査は、STLが農業センター(AKC)、農業開発農場(ADF)等と協力し担っているが、人員・技術力といった種子検査実施能力に限りがあり、多くの種子生産業者は種子検査(生産物検査及び圃場検査)を依頼することができない状況である。検査の運用状況を確認し、種子検査・認証機関に対する技術的支援を担うSQCCと協力して、技術面・運営面の改善をする。

#### (20) FSの認知度向上のため、官民双方のイネ種子生産者を対象としたデモンストレーション活動の実施

STL、AKC、ADF、イネ種子生産農場によるFSのデモンストレーションを支援し、種子認証に係る情報を普及する。特に1年目は、プロジェクトの介入によるFSを利用できないが、プロジェクト期間が限られていることから、FSに係る認知が早期に向上するように、既存の品質が保証されているFSを活用して活動を開始する。

#### (21) 検査及び認証のモニタリング

種子増殖の各段階における検査及び認証が適切に実施されているか、SQCC、STL、及び/またはAKCによって定期的にモニタリングされる体制の構築を支援する。種子検査室の検査に合格すると、FSは白色、CSは青色、ISは黄色の認証ラベルを種子袋につけることが可能となる。

#### (22) FSのCS生産者への供給及びCSのIS生産者への供給

イネ種子生産・供給計画に基づき、FSがCS生産者に、CSがIS生産者に適切に供給されるよう支援を行う。

### (23) ISの農家への供給

上記の過程を通じて、認証を受けたISのコメ農家への供給を支援する。ISは、州政府及び地方政府が実施する農業促進事業や市中の農業生産資材販売店（Agro-vet.）を通じて一般農家へ配布（又は販売）されている。ISの啓発・普及を担う成果4の活動内容を考慮しながら、ISの効果的な供給方法を検討すること。

#### [成果4に係る活動]

(24) DoAD/MoLMAC及びAKCにより、ISの利用状況が分析され、ISの利用を促進するための効果的な方法が開発される。

種子生産者と農家が、ISを利用する有益性を認識できる多様な方法を検討・開発する。圃場でのデモンストレーションや広報などの効果的な実施方法を検討すること。また、関係者の意識の変化には時間がかかることから、プロジェクトの介入によるISの生産を待たずに、従来普及しているISから品質が保証されているものを活用した普及に係る活動を開始する。

(25) CS及びISの認知度の向上に向けた普及員と官民のイネ種子生産者を対象としたデモンストレーション活動及びワークショップの実施

流通しているISの約8割が、正規の種子増殖の過程に沿わず生産されており、イネ種子生産者が、正規の認証プロセスを経たCS、ISの生産が利益につながることを認識する必要がある。正規の認証プロセスを経て生産されたCS、ISと品質が保証されていない種子（自家採取等）の精米歩合を比較するデモンストレーション等の実施が想定される。特に1、2年目は、プロジェクトで生産された種子を利用できないため、既存の品質が保証されているCS、ISを活用して活動を開始する。

#### 【第2期：2024年2月～2026年1月】

#### [プロジェクト全般に係る活動]

(26) ワーク・プラン（第2期）の作成・協議

第1期の活動の結果・教訓を踏まえ、第2期の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第2期原案）（英文）を作成し、C/Pと協議、意見交換を行い、第2期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

(27) モニタリングシート Ver.6~9 の作成及び提出

コンサルタントは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングをC/Pと協働で実施し、モニタリングシートに取り纏めJICAに提出する

(28) 本邦研修の実施

第1期の本邦研修に参加していないC/Pを対象とし、第1期と同人数・同期間での本邦研修を実施する。内容については、第1期の活動状況を踏まえて認識された課題に対処する講義・実習を追加するなど再検討すること。

[成果1に係る活動]

(29) TWGによるイネ種子の需要動向の情報収集及び第一州と連邦レベルでのイネ種子生産・供給計画の策定

イネ種子生産・供給計画が毎年策定されるよう支援を実施する。C/Pの能力向上を目的として、第2期以降は、とりわけC/Pが主体となって実施するよう留意すること。

[成果2に係る活動]

(30) BSの生産、検査及び供給に係る活動

C/Pが中心となったBSの生産、認証及び供給にかかる活動の実施を、第1期に引き続き支援する。随時マニュアルの作成及び研修を実施し、必要に応じてイネ種子生産・認証ガイドラインに反映させること。

[成果3に係る活動]

(31) FS、CS、ISの生産及び検査に係る活動

C/Pが中心となったFS、CS及びISの生産、認証及び供給にかかる活動の実施状況を、第1期に引き続き支援する。随時マニュアルの作成及び研修を実施し、必要に応じてイネ種子生産・認証ガイドラインに反映させること。

(32) 検査及び認証状況のモニタリング

第1期に引き続き、C/Pによる検査及び認証状況のモニタリングを支援する。

[成果4に係る活動]

(33) CS及びISの認知度の向上に向けたコメ農家を対象としたデモンストレーション活動及びワークショップ

上記(25)のデモンストレーション、ワークショップを受けたSTL及び/またはAKCの普及員による、コメ農家やその他関係者（農業生産資材販売店（Agro-Vets）、精米業者、加工業者及び流通業者）を対象としたイネ種子生産者、生産グループ・生産組合が所有する農地でのデモンストレーションを支援する。

(34) STL と AKC により、IS 認証ラベルが付いたイネ種子の品質チェックが、定期的に行われる。

IS 認証ラベルが適切に付いているか、STL、AKC の普及員により確認が定期的に行われる体制を構築する。ネパールでは、検査に合格すると IS は黄色のラベルを貼り付けるが、現状では、一部の種子生産者が検査に合格していない種子を独自に IS として販売していることが指摘されている。また、一部の検査のみを実施した場合、種子検査室は、認証ラベルを発行する代わりに検査結果表を種子生産者へ提供し、種子生産業者がその検査結果を基に独自のラベルを付けている。偽物の流通による種子認証の信頼失墜を未然に防ぐため、認証ラベルが付いている IS の品質チェックが定期的に行われる体制を構築することが重要である。

【第 3 期：2026 年 2 月～2027 年 1 月】

[プロジェクト全般に係る活動]

(35) ワーク・プラン（第 3 期）の作成・協議

第 2 期の活動の結果・教訓を踏まえ、第 3 期の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第 3 期原案）（英文）を作成し、C/P と協議、意見交換を行い、第 3 期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

(36) モニタリングシート Ver.10 の作成及び提出

コンサルタントは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングをC/Pと協働で実施し、モニタリングシートに取り纏めJICAに提出する。

(37) JICA 終了時評価調査団の実施支援

プロジェクト終了数か月前を目途にJICA調査団による終了時評価を予定している。

本調査団の派遣に際しては、コンサルタントは、その基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与するものとする。

(38) 成果共有セミナーの実施

本プロジェクト完了時、本プロジェクト活動及び達成成果について他ドナー含むネパール国内関係者間での成果共有セミナーを行う。

(39) プロジェクト事業完了報告書及びモニタリングシート Ver.11 の作成

契約期間の終了時に、プロジェクト期間全体の活動状況を取りまとめ、プロジェクト事業完了報告書及びモニタリングシート Ver.11 として取りまとめる。

報告書には、本プロジェクトの成果が持続的に定着しインパクトを残すための提言を含むこと。

[成果 1 に係る活動]

(40) TWG によるイネ種子の需要動向の情報収集及び第一州と連邦レベルでのイネ

## 種子生産・供給計画の策定

プロジェクト終了後も、引き続きイネ種子生産・供給計画が策定されるように、C/PにTWGの今後の活動計画を作成させること。

(41) 連邦政府によって、成功事例や教訓が他の州に広められる。

プロジェクトの上位目標は、第一州においてモデルが確立されたイネ種子の生産・供給・品質管理システムがネパール全土で普及され、機能することであるため、プロジェクト終了後に継続して、連邦政府によって、第一州での成功事例や教訓が他の州に広められるように、具体的な普及方法をC/Pと共に検討・実施する。

### [成果2に係る活動]

(42) BSの生産、検査及び供給に係る活動の支援

C/Pが中心となったBSの生産、認証及び供給にかかる活動の実施状況を、第2期に引き続き支援する。必要に応じて、プロジェクト終了後も活動が継続されるように提言を行うこと。

### [成果3に係る活動]

(43) FS、CS、ISの生産、検査及び供給に係る活動の支援

C/Pが中心となったFS、CS及びISの生産、認証及び供給にかかる活動の実施状況を、第2期に引き続き支援する。必要に応じて、プロジェクト終了後も活動が継続されるように提言を行うこと。

(44) 検査及び認証状況のモニタリング

第2期に引き続き、C/Pによる検査及び認証状況のモニタリングを支援する。

### [成果4に係る活動]

(45) IS普及のための各種デモンストレーションの実施

普及員が中心となったイネ種子生産者及びコメ農家に対するデモンストレーション実施を支援する。

(46) IS認証ラベルが付いたイネ種子の品質チェック

第2期に引き続き、STL及びAKCによるIS認証ラベルが付いたイネ種子の品質チェックを支援する。

## 第8条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は、以下の通り。なお、コンサルタントは第1期開始時に、R/Dに添付されたPDM・PO Version0を基にモニタリングシート Version 1を作成し、以降6カ月毎に、C/P機関と合同でモニタリングシートを更

新・提出する。本契約における成果品は、上記モニタリングシートに加え、第1期、2期はプロジェクト事業進捗報告書、第3期はプロジェクト事業完了報告書（最終成果品）とし、それぞれ（2）の技術協力成果品を添付する。

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	ワーク・プラン（第1期） （モニタリングシート Ver.1を含む）	業務開始から約3か月後 （2022年5月下旬）	英文:5部
第1期	モニタリングシート Ver.2～4	Ver.2はVer.1提出の3か月後 （2022年8月下旬） 以降6か月ごとに提出	英文:1部
第1期	プロジェクト事業進捗報告書 （第1期）（モニタリングシート Ver.5を含む）	第1期終了時 （2024年1月中旬）	英文：5部 和文：1部
第2期	ワーク・プラン（第2期） モニタリングシート Ver.6～8	Ver.6はVer.5提出の6か月後 （2024年7月下旬） 以降6か月ごとに提出	英文:1部
第2期	プロジェクト事業進捗報告書 （第2期）（モニタリングシート Ver.9を含む）	第2期終了時 （2026年1月中旬）	英文：5部 和文：1部
第3期	ワーク・プラン（第3期） モニタリングシート Ver.10	Ver.10はVer.9提出の6か月後 （2026年7月下旬）	英文:1部
第3期	プロジェクト事業完了報告書 （第3期）（モニタリングシート Ver.11を含む）	契約終了1か月前 （2026年12月下旬）	英文:10部 和文：5部 CD-R：1枚

※各レポートは電子データでも提出のこと。また、モニタリングシートは全期間通して英文のみで作成、提出のこと。

プロジェクト事業完了報告書は製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。なお先方政府への提出部数については、必要部数を十分確認のうえ、変更が必要な場合はJICA側と協議を行うこととする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下の通りとし、モニタリングシート及びプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書の記載項目は所定の様式を網羅するものとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目 (案)

- a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制 (JCCの体制等を含む)
- e) PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) モニタリングシート記載項目

配付資料参照のこと

ウ) プロジェクト事業進捗報告書／完了報告書記載項目 (案)

- a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- b) 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- d) プロジェクト目標の達成度 (JCCやモニタリングシートの概要、評価6項目等)
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画 (進捗報告書のみ) (第1期のワーク・プランに相当する内容)

添付資料

- ① PDM (最新版、変遷経緯)
- ② 業務フローチャート
- ③ 詳細活動計画
- ④ 専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
- ⑤ 研修員受入れ実績
- ⑥ 供与機材・携行機材実績 (引渡リスト含む)
- ⑦ 各種委員会議事録等
- ⑧ モニタリングシート
- ⑨ その他活動実績

注) e) 及び⑥の引渡リストは完了報告書のみ記載

## (2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成時のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ア) ベースライン調査報告書
- イ) イネ種子生産・認証ガイドライン
- ウ) 研修教材

## (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ) 活動に関する写真
- ウ) 業務従事者の従事計画／実績表

## (4) 議事録等

各報告書に関する同国政府との協議概要を協議議事録に取りまとめ、JICAに速やかに提出する。またJICAが開催するワークショップやセミナー、各種会議について、議題、出席者、議事概要等を議事録に取りまとめ、開催後3日以内にJICAに提出する。

## (5) 現地業務報告

原則業務主任者が現地から帰国するごとにJICA本部（経済開発部及び関係部）に対し、現地業務報告を行う。

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

以下の3つの期間に分けて業務を実施する。但し、契約は各期で一つの契約として締結する。

- 1) 第1期：2022年2月上旬 ～ 2024年1月下旬
- 2) 第2期：2024年2月上旬 ～ 2026年1月下旬
- 3) 第3期：2026年2月上旬 ～ 2027年1月下旬

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約90.00 人月（現地：82.50人月、国内7.50人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/種子認証システム（1号）
- ② 種子生産（2号）
- ③ 種子普及（3号）
- ④ 研修計画

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ベースライン調査

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- ネパール国「種子生産・供給・品質管理システム強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書（本資料はプロポーザル作成の為にだけに使用し、使用後は適切にデータの抹消処理を行うこと）
- 種子品質管理システム能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（種子品質管理システム）業務完了報告書（本資料はプロポーザル作成の為にだけに使用し、使用後は適切にデータの抹消処理を行うこと）
- 要請書
- 詳細計画策定調査団ミニッツ
- R/D 案（署名交渉中）

### (5) 対象国の便宜供与

JICAが2021年11月中旬に、農業畜産開発省と締結予定のR/Dに基づく。

- 1) C/Pの配置
- 2) 事務所スペースの提供
- 3) プロジェクト実施に必要な活動経費（カウンターパート国内出張費、活動費等、モデル灌漑地区の建設費用）

- 4) その他、プロジェクト実施に当たって、一般的な情報提供等が得られる予定  
(6) その他留意事項

1) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICAネパール事務所、在ネパール日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。またJICAネパール事務所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて活動を行う場合は、安全状況、移動手段等について同事務所と緊密に打合せを行うよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先だち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

2) 不正腐敗防止への配慮

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

3) 複数年度契約

本業務においては、第1期から第3期を通じて年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上